収入印紙

貼付

広告掲載契約書

堺市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり広告掲載契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、堺市中区役所庁舎において乙が設置する広告付きＡＥＤ及び民間事業者の広告、甲の行政情報等（以下「広告等」という。）を放映するための映像放映機器（以下「モニター」という。）の運用方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

（費用負担）

第２条　甲及び乙は、堺市広告掲載要綱及び堺市広告掲載基準並びに関係法令を遵守し、相互に協力して本業務を遂行するものとする。

２　乙は、広告付きＡＥＤの設置、撤去、原状回復、保守管理、広告主の募集、広告の制作及び放映等の業務を実施する。

３　乙は、第５条第４項の行政財産目的外使用料及び第６条の電気使用料とは別に、庁舎を広告媒体として活用し広告を掲載する対価として、第７条に定める広告掲載料を甲に納入する。

４　本業務の実施に要する経費は原則として乙の負担とする。

（業務の実施）

第３条　乙は、機器等の設置・管理方法、実施体制及びスケジュール等、業務実施に関する事項についてあらかじめ甲と協議しなければならない。

２　乙は、第２条第２項の業務を実施するにあたっては、本契約書、堺市中区役所広告付きＡＥＤ設置及び広告掲載業務公募要領（以下「公募要領」という。）、堺市中区役所広告付きＡＥＤ設置及び広告掲載業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従うものとする。

３　本契約書、公募要領及び仕様書に矛盾又は齟齬がある場合は、本契約書、公募要領、仕様書の順に優先するものとする。

（設置場所、規格及び広告放映時間）

第４条　機器等の設置場所及び規格は仕様書のとおりとする。また、広告放映時間は庁舎開庁日（午前９時から午後５時30分（土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。））とする。

２　乙が、広告放映時間を変更しようとする場合や、前項の庁舎開庁日以外の日に広告放映する際には、あらかじめ甲と協議し、その承認を得なければならない。

（使用の許可期間、目的外使用料）

第５条　乙は、モニター等を設置することに関して、堺市財産規則（昭和39年３月30日規則第６号）に基づき、その設置期間についての行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けるものとする。この場合において、乙は、堺市財産規則第22条に規定する行政財産目的外使用許可申請書の提出により、使用許可の申請をしなければならない。

２　前項に定める使用許可に係る期間は、初年度は令和９年４月１日から令和10年３月31日とする。

３　乙は、令和10年４月１日以降も継続して業務を実施しようとする場合は、年度毎に前年度の１月末日までに使用許可の申請を行うものとする。甲が使用許可の延長を行って支障がないと判断したときは、最長令和14年３月31日までの間、使用許可を受けることができる。

４　乙は第１項に定める使用許可を受けるにあたり、堺市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年５月29日条例第36号）第３条の規定に基づき算出した行政財産目的外使用料を、毎年、甲の発行する納入通知書により期限までに各年度分を一括納入するものとする。納入期限は、初年度は令和９年３月18日までとし、２

年度目以降は、前年度の3月末日までとする。

（電気使用料）

第6条　乙は、モニター等の設置・運営に要する電気使用料について、次に定める消費電力等に応じて次の計算式により算出した額を毎月甲が発行する納入通知書により、納入期限までに甲に全額納入するものとする。

【計算式】

電気使用料＝機器の電力量×1日あたりの広告放映時間×日数×電気料金請求単価（税込）

（広告掲載料）

第7条　広告掲載料は、年額　　円とする。

2　第1項の広告掲載料は、消費税及び地方消費税相当額（税率10%）金　　円を含むものとする。ただし、設置期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、提案広告掲載料に変更後の税率により算出された消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。

3　乙は前項の広告掲載料を甲の発行する納入通知書により、納入期限までに甲に全額を納入する。納入期限は、初年度は令和9年3月18日までとし、2年度目以降は、前年度の3月末日までとする。

（延滞金）

第8条　乙が行政財産目的外使用料、電気使用料、広告掲載料（以下「使用料等」という。）を納入期限までに支払わないときは、乙は納入期限の翌日から支払った日までの期間について当該使用料等の額に「堺市行政財産の目的外使用に関する条例」第5条第1項に定める延滞金の割合の特例として附則に定める割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）を延滞金として甲に納入するものとする。ただし、延滞金の額が1,000円未満であるときは、この限りではない。

（広告内容の決定）

第9条　乙は、広告内容の原案及び広告主の誓約書を事前に甲に提出し、甲の審査を受けその承認を得るものとする。甲は、堺市広告掲載基準等の関係規程に基づく審査を行い、適合している場合のみ承認する。

2　広告内容を変更しようとするときは、乙は当該原案を事前に甲に提出し、承認を得るものとする。

3　乙は、広告内容について、公共性、美観及び利用者への影響に配慮するものとする。

（広告内容についての責任）

第10条　広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとする。

2　広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙は甲に保証するものとする。

3　第三者から業務に関連して損害賠償等が提起された場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

（広告内容等の修正、削除、放映休止）

第11条　第9条第1項の規定により甲の承認を得た広告内容であっても、甲が時代の趨勢等により区役所における広告として相応しくないと合理的理由により判断し、修正、削除又は放映休止を指示した際は、乙は、無償かつ速やかに従うものとする。

2　前項の指示があったにも関わらず、乙が相当な期間内に修正、削除又は放映休止を行わないときは、甲は、乙の承認を得ることなく自ら広告等の放映休止を行うことができる。この場合において、甲は、放映休止によって生じた乙の損害の賠償を行わない。

（乙と広告主の契約）
第12条　乙は、広告の放映について、広告主との間で広告の放映に関する契約を締結し、報酬等を受領することができる。

（行政情報の作成及び流用禁止等）
第13条　乙が本契約に基づいて設置したモニターで放映する行政情報は、甲の提供する行政情報の素材をもとに、乙が甲の委託を受けて作成する（データ変換等を含む。）ものとする。
2　甲は、乙に提供する行政情報の素材の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び行政情報の素材の内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。
3　甲は、乙がモニターで放映するために甲の委託を受けて作成した甲の行政情報を、乙のモニター以外で放映してはならない。ただし、あらかじめ書面により乙に承諾を得た場合はこの限りではない。

（機器等の設置及び広告等の制作放映）
第14条　設置する機器等の調達、設置、保守管理、撤去、原状回復、広告の制作及び放映等に関する作業は、乙が自己の負担において実施するものとする。

（作業の委託）
第15条　乙は、前条の作業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、あらかじめ甲と協議し、その承認を得なければならない。

（機器等の運営管理）
第16条　乙は、機器等の設置にあたっては、地震等により転倒又は落下しないよう安全に据え付けなければならない。また、機器等の設置場所が通路に面している場合は、市民・職員の通行の安全性に配慮するものとする。
2　機器等の設置及び撤去並びに広告内容の変更に伴う作業は、甲乙協議のうえ、甲の指定する日時に行うものとする。
3　第1項の不備に起因する事故等により第三者が損害を被った場合、乙は自らの責任で処理し、甲は一切その責任を負わないものとする。
4　乙は、許可条件に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
5　乙は、その責任に帰する理由により、庁舎施設の全部又は一部を滅失又は毀損したときは当該滅失又は毀損による当該施設の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、当該施設を原状に復した場合は、この限りではない。

（機器等の保守）
第17条　乙は、甲が機器等を正常に使用できるように、定期的に適切な点検等を実施するなど、随時保守点検を行わなければならない。
2　甲は、機器等の毀損、汚損、滅失等を発見したときは、速やかに乙に通報しなければならない。
3　乙は、機器等の毀損、汚損、滅失等があったときは、復旧のために必要な措置を速やかに講じなければならない。

（欠格要件）
第18条　乙が下記各号のいずれかに該当する場合は、甲は催告その他何らの手続きを用いないで使用許可を取り消すものとする。広告主が下記各号のいずれかに該当したことが判明した場合（第2号、第3号及び第8

号を除く。）は、乙は広告主の変更もしくは削除を行うものとする。なお、この取り消しによる製作費用その他一切の費用について、甲は補償しないものとする。

⑴ 国税（法人税、所得税、消費税又は地方消費税）又は市税（個人市民税(特別徴収を含む。)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、入湯税があります。なお、個人市民税（特別徴収を含む。）については、個人府民税と森林環境税を含みます。）の滞納がある場合。

⑵ 指定された期日までに使用料等を納入しない場合。

⑶ 使用上の義務違反又は不法行為があったとき。

⑷ 事業内容、資力及び信用状態等の重要な事項に関して虚偽があったとき。

⑸ 著しく社会的信用を損なう等により、広告取扱事業者または広告主として相応しくないと甲が判断した場合。

⑹ 銀行取引の停止又は破産の申立てをするか、若しくは受けたとき。

⑺ 堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

⑻ 使用許可の条件に違反があると認められるとき。

（使用許可の取り消し）

第 19 条　使用許可期間中に、甲において公用若しくは公共用に供する必要性が生じたとき、又は、下記各号の規定に乙が違反する行為が認められる場合は、甲は直ちに使用許可を取り消すものとする。

⑴ 本件使用許可が行政処分であることを認識し、堺市広告掲載基準をはじめとする関係法令を遵守できること。また、その誓約書を提出できること。

⑵ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しないこと。

⑶ 堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

⑷ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

⑸ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

⑹ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。

⑺ 自らが設置し、継続して運営する資力、能力を有すること。

⑻ 各種緊急時の対応を速やかに行えるよう市内又は、近隣に支社・支店・営業所があること。

（甲の解除権）

第 20 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、書面により乙に通告し、本契約を破棄できるものとする。

⑴ 第 5 条に定める使用許可を乙が得られないとき又は取り消されたとき。

⑵ 法令違反又は正当な理由なく本契約に違反したとき。

⑶ 本契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

⑷ 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

⑸ 乙による破産手続き開始の申立て、更生手続きの申立て、又は乙に対する租税滞納処分など、乙の経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

⑹ 次条の規定によらず、乙が本契約の破棄を申し入れ、甲が本契約の破棄が相当であると認めるとき。

2　甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を破棄する必要があるときは、乙との協議により本契約を破棄できる。

3　本条の規定により本契約が破棄された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納入済使用料等を乙に返還しないものとする。

（乙の事情による業務終了）
第 21 条　乙は、業務期間終了前に自己都合により機器等を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の 4 か月前までに甲に対して書面により通知するものとする。また、甲が指定する期限までに行政財産使用廃止届を提出するものとする。
2　前項に定める乙が業務期間終了前に自己都合により機器等を撤去しようとする場合は、甲は使用料等の既納分については返還しないものとする。

（原状回復）
第 22 条　乙は、使用期間が満了したとき、又は本契約を解除されたときは、速やかに庁舎施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

（請求権の放棄）
第 23 条　乙が本業務に要した費用は、すべて乙の負担とし、これを甲に請求することはできないものとする。ただし、甲の責に帰すべき場合はこの限りではない。

（権利義務の譲渡等の制限）
第 24 条　乙は、本契約から生じる一切の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承、担保提供してはならない。

（管轄の合意）
第 25 条　本契約に関する訴訟の提起、申立て等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（本契約の期間）
第 26 条　本契約は締結日より効力を発するものとする。
2　本契約の有効期限は第 5 条に定める使用許可の許可期間と同一とし、同許可が取り消されたときは、損害賠償に関する規定を除き、本契約は効力を失うものとする。

（疑義の解釈等）
第 27 条　本契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約を証するため本書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所　堺市堺区南瓦町３番１号
　　氏名　堺市
　　代表者　堺市長　永　藤　英　機
　　登録番号　T3000020271403

乙　住所
　　氏名